○自然公園等整備事業補助金交付要綱

平成１５年　８月１２日自然第　５４１号　制　　定
平成２０年　３月３１日自然第１９８２号　一部改正
平成２３年　５月１９日自然第　２４９号　一部改正
平成２５年　４月２３日生物第　１６１号　一部改正
平成２７年　７月１３日生物第　４９１号　一部改正
平成２８年　３月２９日生物第１６２２号　一部改正
平成３０年　３月３０日生物第１８５６号　一部改正
令和　２年　３月３１日生物第２０１１号　一部改正
令和　８年　３月３１日自然第１３２１号　一部改正

（目　的）

第１　道は、自然公園の自然景観の保全を図りつつ、適正な利用を促進するため、道が作成した北海道自然環境整備計画に基づく交付対象事業を市町村が行う際に要する経費に対し、予算の範囲内で、当該市町村に自然公園等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和４７年北海道規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　なお、この要綱の細部については、別添自然公園等整備事業補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定める。

（補助事業及び施設）

第２　この補助金の交付は、知事が必要と認める市町村が行う事業で、取扱要領に定める補助対象事業に合致するものの新設、増設又は改設に対し行う。

（交付額算定の基準）

第３　この補助金の交付額は、取扱要領の別表に定める工事費及び事務費の区分ごとに、それぞれ同表５欄に掲げる算定基準により算出した額（当該区分に係る実支出額が算定基準より算出した額より少ないときはその実支出額）の合計額と当該事業に要する総事業費から市町村単独費、寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、国立公園整備事業にあっては２分の１を、国定公園等整備事業にあっては１００分の４５を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、平成２８年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄附については、総事業費から控除せず算出することができる。なお、算出された交付額に１，０００円未満の端数がある場合は、切り捨てる。

（交付の条件）

第４　この補助金の交付の決定には、次の事項につき条件を付する。

⑴　規則、交付要綱、取扱要領及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならないこと。

⑵　補助対象経費の配分の変更（取扱要領に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

⑶　補助事業の内容の変更（取扱要領に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

⑷　補助事業の執行を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、知事の承認を受けなければならないこと。

⑸　補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後２ヶ月以内である場合は、この限りではない。

⑹　市町村長は、工事経過等事業の毎月の遂行状況について、翌月５日までに知事に報告し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならないこと。

⑺　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならないこと。

⑻　⑺の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決

定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

⑼　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあること。

⑽　補助事業に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならないこと。

⑾　この補助金の交付の決定を受けた事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、取扱要領に定める書類を事業完了日から３０日以内（事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から３０日以内）若しくは当年度３月１０日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならないこと。

⑿　補助事業等実績報告書の提出に当たって、第５ただし書きの規定により交付額を算出した場合において、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の当該金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。

⒀　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第１８号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこと。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月３０日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならないこと。

⒁　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適応させるための措置をとるべきことを命じる。

⒂　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

⒃　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」で定める期間を経過するまでは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成２０年５月１５日付け環境会発第080515002 号）に基づく環境大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならないことから、これらの財産処分を行う場合は、あらかじめ知事と協議しなければならないこと。

⒄　⒃の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならないこと。

⒅　⒄に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分することにより生じた収入の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあること。

⒆　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助対象事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならないこと。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならないこと。

⒇　この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付すること。

(21)　次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあること。補助金の額の確定があった後においても、また同様とすること。

ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ　ア～エに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

⑵2⑵　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日まで納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10．95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならないこと。

⑵3⑵　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあること。

⑵4⑵　第７項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならないこと。

⑵5⑵　補助事業者は、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした別記第１６号様式による交付金調書を作成し、当該歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を事業完了後５年間保管しなければならない。

（交付の申請）

第５　この補助金の交付の申請は、取扱要領に定める書類を別途指示する日までに知事に提出することにより行う。

なお、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の当該金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（申請の取下げ）

第６　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第１７号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

なお、上記の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業の遅延等の報告）

第７　補助対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。ただし、交付の決定後やむを得ない理由のため、年度内に事業着手又は竣工の見込みがなくなった場合は、その旨を当該年度の１月末日までに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）
第８　知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（電子メールによる申請等）
第９　補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別の指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

附　則
この要綱は、平成２３年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成２５年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成２７年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、平成２８年度事業から適用する。

附　則
１　この要綱は、平成３０年度事業から適用する。
２　この要綱の施行から平成 32 年度までは、個別施設計画の策定されていない予防保全型管理を行う既存施設の長寿命化を主目的とする整備について、この要綱を適用することができる。

附　則
この要綱は、令和２年度事業から適用する。

附　則
この要綱は、令和８年度事業から適用する。